

住民税・所得税申告情報（第2回）

問 財務課 町税係 ☎ 622-9122

来月の2月17日から3月17日までが申告期間です。毎年申告をされている方はもちろんのこと、お勤め先で年末調整をされた方、給与のほかに農業等の副収入がある方、公的年金等を受給されている方も次の内容をご確認いただき、忘れずに申告をお願いします。

なお、申告相談会の日程および会場は、広報ふじみ2月号でお知らせします。



「所得税確定申告」をしなければならない方

【会社勤めやパート、アルバイトなどの給与収入がある方】

- ①給与の年間収入金額が2,000万円を超えていている方
- ②給与を1ヵ所から受けている、その他に農業などの副収入があり、それら農業などの所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超えている方
- ③2ヵ所以上から給与を受け取っている、年末調整をされなかつた給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える方
- ④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、資産の賃料などを受け取っている方
- ※少額であっても所得金額にかかわらず申告が必要です。

⑤災害減免法により、所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方

- ⑥在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されないこととなつてている方

【公的年金を受給されている方】

- 公的年金等の所得金額から、所得控除の金額を引くと残額がある方
- ※公的年金等の収入が400万円以下の方の確定申告は不要ですが、住民税申告が必要な場合があります。ただし、公的年金等以外の所得金額が20万円を超える方は確定申告をしなければならない方となります。

【上記以外の方】

- ①事業所得、不動産所得等がある方で、平成25年中のそれらの所得金額の合計から、雑損控除その他の所得控除の合計額を差し引き、その金額の額を基として計算した所得税額が「配当控除額」と年末調整の際に控除を受けた「住宅ローン控除額」の合計額を超える方
- ②外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職所得がある方

所得税確定申告についての詳しいお問い合わせは、諏訪税務署

（☎ 521-1390）までお願いします。

「住民税申告」をしなければならない方

平成26年1月1日現在、富士見町に居住している方で次のいずれかに該当する方は住民税申告が必要です。なお、所得税確定申告をする方は住民税申告をする必要はありません。

- ①平成25年1月1日～平成25年12月31日までに収入があつた方
- ②給与のほかに農業などの副収入があり、給与以外の所得（20万円以下を含む）があつた方
- ③公的年金等の収入が400万円以下で確定申告の必要はないが、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受ける方
- ④中途退職などで、年末調整がされていない方
- ⑤内職・日雇い・パート・アルバイトなどで年末調整がされていない方
- ⑥国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方で、年末調整等がされていない方

住民税申告についての詳しいお問い合わせは、富士見町役場財務課町税係

（☎ 621-9122）までお願いします。

確定申告により所得税が還付される方

給与所得者や年金所得者で次に該当する方は、還付を受けることができます。
①源泉徴収された配当や原稿料などの収入がある方で、年間の所得が一定額以下
である方

②医療費が多額にかかった方（「10万円」と「平成25年分の総所得合計額の5%
相当額」とのうち、いずれか少ない金額を差し引いた残額が控除になります）

③住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・購入・増改築などをした方
④中途退職などで、年末調整が済んでいない方で源泉徴収税額がある方

受付期間 1月6日(月)から受付（土・日曜日、祝日は除く）

時間 午前8時30分～午後4時

会場 諏訪税務署

還付申告についての詳しいお問い合わせは、諏訪税務署（☎521-1390）

までお願いします。

確定申告・還付申告はお近くの税務署へ

- 確定申告の期間中は、申告会場が大変混雑します。申告に必要な書類を事前に用意し、収支内訳書などをできるだけ自分で作成するなどして、会場へお越しください。
- また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」による電子申告や郵送などを利用し、お早めにご提出をお願いします。
- 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
- 所得税の確定申告期限 3月17日(月)
- ※次に該当する方は、町内で行う申告相談会では相談を受けることができませんので、お手数ですが直接、諏訪税務署で申告をお願いします。
- 土地や建物・株式・先物取引・ゴルフ会員権などの資産の売却や交換などをした方
○住宅ローン控除を初めて申告する方
○税理士や税理士法人等が関与している法人の役員の方
○農業所得・事業所得・不動産所得が300万円を超える方
○青色申告の方および外国人の申告
○贈与税・相続税等の申告をされる方



[所得税確定申告書の相談および提出先]

諏訪税務署 ☎392-18610 諏訪市清水2丁目5番22号

○確定申告に関するご相談 ☎521-1390（自動音声案内番号0）

○一般的な国税相談（電話相談センター） ☎同番号（1）

○税務署窓口での相談の予約等 ☎同番号（2）

農業所得に係る農業収支内訳書作成指導会

町では、次の日程で農業所得に係る農業収支内訳書作成指導会を開催します。

持ち物等詳しくは、広報ふじみ12月号をご覧ください。

対象者 農業収支内訳書作成にご不明な点があり、お困りの方

（青色申告の方はご遠慮願います）

期日 1月16日(木)

場所 富士見地区・立沢

1月17日(金)

場所 富士見地区・乙事

1月20日(月)

場所 落合地区

受付時間 午前9時～午前11時／午後1時～午後4時まで

場所 役場3階 301・302・303会議室

給与支払報告書（個人別明細書）について

事業者の皆さまへ、平成25年中に給与を支払った従業員・パート・アルバイトおよび中途退職された方で、平成26年1月1日現在富士見町に住民登録がある方について、給与支払報告書（個人別明細書）の提出をお願いしています。

お忙しい時期ですが、お早めに提出をお願いします。

提出期限 1月31日(金)

提出先 富士見町役場財務課町税係

「給与支払報告書（個人別明細書）」の用紙は

役場財務課にありますので、必要な方はお手数ですが窓口までお越しください。

